

戦後日本における論理学論争(下)

牧 野 廣 義

はじめに

1. 50年代論理学論争の概要
2. ソ連での討論の紹介と問題提起
3. 形式論理学の客観的根拠および形式論理学と弁証法との関連をめぐって
(以上、第36号)
4. 弁証法的矛盾と矛盾律をめぐって
まとめにかえて(以上、本号)

4. 弁証法的矛盾と矛盾律をめぐって

(1) 矛盾概念の多義性、運動における矛盾、矛盾律の役割をめぐって

50年代日本における論理学論争で粟田賢三氏が提起し、多くの論者の中で論じられたもう一つの重要な論点は、弁証法的矛盾は形式論理学の矛盾律を破るものかどうか、矛盾律は弁証法的矛盾の把握にあたってはもはや成り立たなくなるのかどうか、という問題である。

この問題について、まず市井三郎氏は「弁証法と記号論理学との対決」において次のように論じた。

「マルクス主義者たちは『矛盾』という語を、非常に広い意味で使うのが習わしになっていて、例えば毛沢東の『矛盾論』に論じられているような諸『矛盾』は、同一律に反するという意味の矛盾とは明らかに同意語ではなく、日常生活で云う『対立』とか『拮抗』というような意味にまで拡張されている」(市井(6)下、56頁)。

そして粟田氏が例にあげていた「運動における矛盾」について、市井氏は次のように主張する。

「運動する物体はある場所にあるとともに、その場所にはない」という定式に

において、「『とともに』という句に多少とも時間の幅をもたせるという暗黙の仮定を置くと、……同じ現実の事態は、『運動する物体はある時刻にある場所にあるが、ごくわずかズレた瞬間には、その場所にはない』というように充実な表現をすることもでき、この場合には、字面の上でも明らかに形式論理的矛盾ではなくなる」(同上、57頁)。

さらに市井氏は、形式論理学の矛盾律を否定する議論に対して次のように批判する。

「『Aであるとともに非-Aである』というような法則を論理的原理として成立させれば、あらゆる理論の検証ということが、非常にアイマイなものとなってしまふ。というのはある理論から、『Aになるはずだ』という具体的結論が導びかれて、観察あるいは実験の結果、現実の事態が『Aにならない』とわかって、『Aであるとともに非-Aである』というような一般的法則に従わねばならないとすれば、果してもとの理論は正しいのか正しくないのか、判定がつかなくなるからである。このような重大な障害が起ることから、『AはAであるとともに非-Aである』というような法則を、現実の矛盾を反映する法則だ、というように主張することにわたしは反対する」(同上、57～58頁)。

以上、(1)マルクス主義の矛盾概念の多義性、(2)運動における矛盾の理解、(3)矛盾律の否定への批判、という市井氏がとりあげた三つの問題は、市井氏の論じ方に少なからぬ弱点はあるとはいえ、いずれも弁証法的矛盾と矛盾律との関係をめぐる重要な論点である。これらは50年代の論争において、各論者によって、市井氏への批判も含めて、議論されることになるのである。

次に、近藤洋逸氏は「論理学をめぐる諸問題」において、市井氏の特に第二、第三の議論を批判しつつ、弁証法的矛盾は矛盾律を破る内容を含むという主張を行っている。

運動における矛盾の理解についての市井氏の議論に対して、近藤氏は次のように批判する。

「なるほどこのように時間に少しズレをおき、時刻 t_1 では場所 x_1 にあり、時刻 t_2 には場所 x_2 にあるとすれば、物体が同じ t_1 に x_1 にあると共にないという矛盾は消失する。しかし問題はもっと深いところにあるのではないだろう

か。 t_1 のときだけを考えてみよう。運動物体が t_1 のとき x_1 にあるとするのと、静止物体が t_1 のときに x_1 にあるとするのと、字面をみればいずれも『 t_1 のとき x_1 にある』であるからまったく同じであるが、しかし内容的にもまったく同じだろうか。もし同じだとすると静止と運動との区別がつかなくなるではないか。時間にズレをおく定式は運動の特性をとり逃してしまうといえる」(近藤(8)、44頁)。

この議論は、市井氏の主張の問題点を突いた的確な批判であるといえるであろう。つまり、市井氏のように、物体の運動を「 t_1 のときに x_1 」、「 t_2 のときに x_2 」とするだけでは、そもそも x_1 から x_2 への運動はとらえられない。むしろ運動が x_1 、 x_2 等における静止の連鎖に還元されてしまうのである。

続いて近藤氏は、「真の困難は運動を直接的には把握できないところにある。それはエンゲルスの指摘する矛盾が運動に客観的に内在しているためであろう」(同上)として、運動の矛盾について次のように論じている。

「運動をとらえるには、まずその否定的側面をとりあげて t_1 のときの場所 x_1 、 t_2 のときの場所 x_2 をきめて、 $t_2-t_1=Δt$ 、 $x_2-x_1=Δx$ とし $Δx/Δt$ で平均速度をきめ、つぎにこの $Δt$ を零にまで圧縮してその比の極限值を求め、これによって t_1 の運動状態(瞬間速度)をあらわすしかない。 $Δt$ や $Δx$ をとりあげその比をつくる操作は、静止という否定的側面を媒介として運動という積極的側面をとらえるものであり、しかも一瞬での状態をつかむために極限の操作が行われるが、これは積極的側面と消極的側面とを統一させる操作ともいえよう。瞬間速度という概念の理解の困難さは、運動のもつ矛盾に由来しているのである」(同上、45~46頁)。

つまり近藤氏は、運動の矛盾はやはり論理的矛盾であって、それが運動をとらえるための微分の操作の積極的側面と消極的側面との統一に現われているというのである。もっとも、ここで近藤氏が微分の中に論理的矛盾が含まれると主張しているかどうかは不明確である。しかし、類似した論点でのより明確な主張が後に武谷三男氏によっても行われることになるので、この問題は後でまとめてとりあげることにした。

次に近藤氏は、市井氏が論理的矛盾を容認してしまうと、あらゆる理論の験

証が不可能になってしまうと主張していたことに対して、次のように批判する。

『A且つ非-A』は理論の検証を妨げるどころか、かえって理論の豊富化を手助けする。ある問題にある理論を適用しようと考えつくとき、それにはすでに若干の確実な実験的基礎があるから、その理論の結論と新しい実験との矛盾は、もとの理論のたんなる否定にはならず、かえって新しい側面を発見し、新しい理論の建設へと導く。もちろん理論の結果と実験事実との矛盾は、その理論のある意味における否定を命令する。この否定の命令は形式論理の推理によるのである。がこの否定が、認識の具体的発展のなかでは、あるものの単なる非存在とか、あるもの以外の何でもいいといったような空虚な否定に終らず、特定の否定となり、この否定が対象の別の側面へと認識を押しすすめていくところに形式論理の規則の止揚があるといえよう」(同上、45頁)。

つまり近藤氏は、理論と実験との矛盾はむしろ理論を発展させる原動力となるというのである。この点は確かに近藤氏の主張するとおりであろう。しかし、近藤氏の議論において次の二点が問題になる。

第一に、近藤氏によると、理論と実験との矛盾によって認識が具体的に発展してゆく過程において、「形式論理の規則の止揚がある」とされるが、これはどういう意味であろうか。認識の具体的な発展は、もともと形式論理学の研究対象ではなく、したがって形式論理の規則によって解明できるものではないのは当然である。しかしそうだからといって、はたして形式論理の規則が止揚されると言えるであろうか。理論と実験との矛盾において、確かに矛盾律の侵犯がある。しかしだからこそ、その理論が否定されなければならないのであり、認識を深め発展させることによってその矛盾を解決できるような新しい理論が求められなければならないのである。ここでは矛盾律は止揚されるどころか、立派に成立しているのである。ただ問題は、矛盾律などの形式論理の規則だけでは、なら具体的な認識の発展は導き出されないだけのことであろう。

第二に、市井氏自身の議論に対する近藤氏の反論そのものは正しいが、しかしむしろ市井氏が問題にしたかったことは次のことであろう。すなわち、弁証法的矛盾は矛盾律を破るものだとし、理論内部に論理的矛盾を許容する場

合、もしある理論の中に論理的矛盾が含まれていることがわかったとき、とりわけその理論が現実の弁証法的矛盾を把握しようとする理論であったとき、それはその理論が一面的で不十分であるために論理的矛盾を含むことになったのか、それとも、現実の弁証法的矛盾を把握しているから論理的矛盾を含んでいるのか、区別ができなくなるのではないかということであろう。もし区別ができるというのであればその基準を明確にしなければならないのである。そしてそもそも矛盾律を否定ないし止揚した論理体系とはどのようなものなのかを明示しなければならないのである。

(2) 弁証法的矛盾ないし現実的矛盾について

松村一人氏は『『矛盾律』と弁証法的矛盾』（以下では第一論文と呼ぶ）において、以上の市井論文と近藤論文をも念頭において、マルクス主義の立場から、従来の矛盾律への否定的評価を反省しつつ、弁証法的矛盾についてのより明確な理解を示すことを試みている。

松村氏はまず、唯物弁証法は矛盾律をはっきり認めて、「形而上学（非弁証法という意味での）思考とアリストテレスが精密に定式化したような『矛盾律』とをはっきり分離すること」（松村(1)、17頁）が必要であると主張する。

そして松村氏は、これまで議論されてきた運動における矛盾について、次のようにいう。

まず、一定の速度をもつ物体が一定の時間後にどこにあるかについて、不確定は許されないことは明白だから、『『ここにあると同時にここにはない』という言葉は、文字どおりにとれば、まったくの不合理だということがわかる』（同上、20頁）。そこで運動を表現する正しい定式として、次の表現が主張される。

「運動する物体がある時間にある点にあるということは、同時にそこにとどまらないということを含んでいるのである。かんたんに言えば、その現存の否定を含んでいるのである」（同上）。

そして松村氏は、近藤氏も批判した先の市井氏の主張について、それは『『矛盾律』への違反をとりのぞこうとする意図においては正しいが、同時に弁証法も消えてなくなるという欠陥を持っている』（同上、21頁）としたうえ

で、弁証法の本質について、次のように言う。

「弁証法の本質は、一口で言えば、マルクスも言っているように、『現存するものの肯定的理解のうちに同時にその否定、その必然的没落の理解を含ませる』ことにある。それは『現存しておりかつ消滅している』ということではないが、しかしまさに現存するもの自身の内部にその必然的否定の要因をさぐることを要求する」（同上）。

松村氏は以上のように、弁証法および弁証法的矛盾を、現存するもののうちにその否定を含むことだとするのである。そしてこのような弁証法的矛盾はアリストテレスが「同じものが同じものに同時に同じ意味で属するとともに属さないことはできない」と厳密に定式化した矛盾律の矛盾から明確に区別されるとして、アリストテレスの矛盾律について、さらに次のように述べている。

「アリストテレスの『矛盾律』がまず存在の法則として考えられ、つぎに思考のままのべき法則として考えられているのは、当然である。このことは今日においてもそのまま成立する」（同上、25頁）。

つまり松村氏は、矛盾律は客観的な存在の法則として成立し、矛盾律の矛盾は存在においてありえないからこそ、矛盾律は思考の法則としても成立して、矛盾律に反する思考は否定されることになるというのである。

したがって、松村氏によれば、矛盾律と形而上学的思考との同一視は誤りであり、それは、矛盾律が形而上学的思考と長い間共存してきたこと、およびヘーゲルのように思考過程を実体化することによって、認識上の論理的矛盾が対象そのものの論理的矛盾と混同されてきたことに原因があるとされる。

さらに松村氏はこの論文の最後に、弁証法的矛盾とはなにかということを経極的に明らかにすることをとおして、先に市井氏が「マルクス主義者たちは『矛盾』という語を、非常に広い意味で使うのが習わしになっていて、……日常生活で云う『対立』とか『拮抗』というような意味にまで拡張されている」としていた議論にも答えようとしている。松村氏は矛盾と対立との違いおよびその連関にもふれて、次のように言う。

「弁証法的矛盾とは、現存するものが現存するものでないということではなく、現存するものがそのうちに自己の否定を含むということである。たんに対

立と言うとき、それは「AとBとの対立のように」とりあえず二つのものであるが、これに反して矛盾は、自己のうちに含まれる否定である」(同上、28頁)。

「弁証法的矛盾は、対立の統一および闘争にまで具体化されてはじめてその全面を示すのである。これが対立と矛盾との内的連関として私が最後に言おうとすることである。この方法がその延長の上に当然要求することは、まず第一にこの対立のそれぞれの発展段階、何よりもまず両者の力関係の正確な分析である」(同上、30頁)。

このように松村氏は、弁証法的矛盾とは、AとBとのたんなる対立にとどまらず、その対立を内部に含むものが自己を否定せざるをえない必然性をもつということであり、さらにこの弁証法的矛盾の具体的な把握とは、矛盾を構成している対立物の統一と闘争とを分析することだ、というのである。

以上のように、松村氏はこの第一論文において、弁証法的矛盾と矛盾律の矛盾との区別、弁証法的矛盾の本質、矛盾と対立との区別と連関などについて、それまでマルクス主義において不明確であったことへの反省もこめて、かなり明確な主張を述べている。私はこの松村氏の論文は弁証法的矛盾の研究にとって重要な貢献を行ったものと思う。ところが、このような松村氏の主張に対して、武谷三男氏らからの批判がおこる(これについては後で検討する)。

松村氏はこれらの批判も意識して、先の第一論文の約一年後に、同じテーマを扱いながらその主張の重点を変え、しかもカントの「実在的対立」やヘーゲルの矛盾概念の検討などの哲学史的研究を大幅に加えた論文、「現実的矛盾について——唯物弁証法における矛盾の概念についての再論」(以下、第二論文と呼ぶ)を発表している。

松村氏はこの第二論文では、「唯物弁証法における矛盾の問題における或る混乱は、主として、アリストテレスの意味での矛盾と、相関性そのものの論理と、現実的矛盾との区別が明白にされていないためである」(松村77、72頁)として、形式論理的矛盾(または論理的矛盾)や相関関係と現実的矛盾とを区別することに重点をおいている。

ここでは、現実的矛盾と論理的矛盾との関係の問題に限定して、この論文を

とりあげることにはしたい。

松村氏は、まず、現実的矛盾の例として資本主義社会の基本矛盾である「生産の社会的性格と所有の私的性格との矛盾」をとりあげている。この場合、社会的であるのは生産であり、私的であるのは所有であるから、「ここでは主語がちがっている」(同上)。したがってこれはアリストテレスの言う論理的矛盾ではないとされる。

その他、戦争勢力と平和勢力との矛盾、帝国主義と植民地との矛盾などの例においても、「ここで矛盾と言われている事態は、アリストテレスの言う、同じ主語について同じ述語を、同時に同じ意味でかつ肯定しかつ否定するという意味での矛盾ではなく、そこにあるのは現実の抗争を生み出すような事態である。論理的矛盾ではなくて、まさに現実的矛盾である」(同上、73頁)とされる。

そしてこのような抗争としての現実的矛盾を原理として認識することの意義、および現実的矛盾と論理的矛盾とがいかに区別されるかを論じながら、松村氏はさらに次のように言う。

「すべての事柄の実現の成否は、その実現の方向にはたらく諸条件とその反対の方向にはたらく諸条件との抗争の結果であり、両者の力関係の所産である。われわれがなにごとかの実現の可能性や必然性について語るばあいも、これを対立する二つの傾向の闘争の上に考察するとき、はじめて正しい基礎の上で考察するのである」(同上)。

「現実的矛盾とは、もっともかんたんに言えば、論理的非両立性ではなくて、現実的な非両立性であり、現実的抗争である」(同上、74頁)。

松村氏はこのようにして論理的矛盾と現実的矛盾とを区別した上で、「両者の或る共通点」について、しかも「このことを明らかにすると、マルクスその他がなぜ矛盾という概念を現実にも適用するかを説明することにもなるであろう」(同上、75頁)として、次のように言う。

「アリストテレスが矛盾と言うばあい、それは両立しない二つの判断の関係である。アリストテレスは、このような二つの判断は両者ともに真実ではありえないと考えた。しかしとにかくここには、それが認識内においてであるにせ

よ、非両立性がある。一方が真実であるためには、他方が否定されなければならないという関係がある。この非両立性、抗争性の契機こそ、現実的矛盾に転用される共通性である。この転義の関係は、討論の術としての弁証法が、今日の弁証法のような意味をもってくると、同じ関係である」（同上）。

以上の松村氏の第二論文での議論を第一論文と比較してみるとどうであろうか。

松村氏は第二論文の最後の方で、第一論文の欠陥は「現実的矛盾に十分な照明を与えていず、多くの点で未整理で、『矛盾』についてヘーゲルの規定をなお出していないところがあったと思われる」（同上、86頁）と反省している。

確かに、第一論文ではもっぱら「弁証法的矛盾」という用語が使われ、「現実的矛盾」という用語は使われていない。この点に関しては、論争の焦点が現実における弁証法的矛盾と形式論理学の矛盾律との関係の問題であり、しかも認識の発展過程における弁証法的矛盾が矛盾律を破ることは一般に承認されていることであるから、その点では「弁証法的矛盾」よりも「現実的矛盾」という用語を使うことによって、問題のありかをより明確にすることができることは確かである。たとえば松村氏の第一論文に触れた中村秀吉氏の論文では、弁証法的論理を問題にするにあたって、古典力学とマイケルソン＝モーリーの実験との矛盾（認識上の矛盾）を解決するものとしての相対性理論の発展を論じることですませているが、このような議論の不十分性を明瞭にするうえでも、「現実的矛盾」という用語は重要な意味をもつといえる。

しかしながら、弁証法的矛盾ないし現実的矛盾の本質の把握において、第二論文の方が前進しているとは思えない。むしろカントの「実在的対立」への評価に比べてヘーゲルの矛盾概念への批判が強くなることも関連して、矛盾の弁証法的把握がやや平板化されてしまっているように思われる。つまり第二論文では、現実的矛盾が、あることの実現の方向に作用するものとその反対に作用するものとの現実的非両立性や現実的抗争に重点をおいてとらえられ、その実現のいかんは「両者の力関係の所産」だとされるのである。

しかしこれでは、現実の弁証法的矛盾とはたんに対立物の現実的非両立性だけでなく対立物の両立性でもあり、したがって対立物の両立性と非両立性との

矛盾でもあることが不明確にされ、また事物の発展はたんに「力関係」に解消されるものではなく、そうした矛盾を内包する現実的なものは自己を否定して消滅せざるをえない必然性を持ち、そのことをとおして、より高次の形態へと発展しなければならないということも不明確にされているのである。この点ではむしろ、現存するものの否定を強調していた第一論文よりも後退しているといわなければならない。

そして後に見田石介氏がこの松村氏の第二論文の弱点を突きながら、現実的矛盾は論理的矛盾を犯さざるをえないと主張し、このことをきっかけとして、70年代の矛盾論争が開始されることになったのである。しかしこの問題は以上にとどめて、次に武谷三男氏と田辺振太郎氏の松村氏への批判について見ておこう。

③ 運動における矛盾、資本主義の基本矛盾について

武谷三男氏は、「哲学は有効性を取戻したか——マルクス主義哲学者への批判と忠告——」において、スターリン批判のあり方などについてのマルクス主義哲学者への不満を表明し、その中で松村一人氏の先の第一論文もとりあげて、「私の印象は、松村先生は相も変らずスコラだということである。……物体がここにあるとかないとか、矛盾律はどうの、アリストテレスはどうのというようなことを、頭の中でキリキリ舞させている」（武谷⑬、10頁）と非難する。そして武谷氏は、抽象的な運動についてはニュートン力学がすでに十分に解明しているのであるから、それを論理的に究明すればよいとして、運動における矛盾について論じている。

松村氏は先に、「ここにあるとともにない」というような矛盾律を破るかのような運動の定式を批判するさい、運動する物体が一定の時間後にどこにあるかについて不確定は許されない、という議論をしていた。これに対して武谷氏は、レーニンの『哲学ノート』でのチェルノフへの批判も引きながら、「松村氏は、運動の原理と運動の結果を一しょくたにして混乱している」（同上、11頁）と批判して、運動の原理は微分方程式で示されるが、そこで使う微分には論理的矛盾が含まれていると主張している。

「運動の原理は微分方程式で表わされている。運動の結果は、それを積分したたとえば、中心運動の場合の拋物線軌道、楕円軌道というようなもので表わされる。……その原理を示す微分方程式でつかう微分の dx/dt は、たいへんな矛盾をふくんでいる。二つの点を同時に扱わなければ微分は成立しえない。それは二点が別々にあるというのでもない。 $(dx/dt)t=0$ というのは $t=0$ という時間上における一点についてであるがしかも二点で規定されている。これこそここにあってここにはないということがふくまれている」（同上）。

この武谷氏の主張は、先の近藤洋逸氏の主張と類似したものであり、しかも微分には論理的矛盾が含まれているということをより明瞭に述べたものになっている。これらに対して、50年代の論理学論争ではとくに反論は行われなかった。しかしこれらの主張には数学の論理的性格についての重大な問題点が含まれていると思われる。そこで、この問題について70年代以降の矛盾論争にかかわって提示したことのある私見を改めて述べておくことにしたい。

武谷氏が、微分においては二点を扱いながら一点があり、一点についてであるが二点で規定されていると主張している直接の問題は、極限の問題であろう。しかし、極限概念の未確立な段階において、微分には論理的矛盾が含まれているとする議論そのものは、ニュートンの流率法を批判したパークリーにまでさかのぼることができる。パークリーは「解析学者、あるいは信仰なき数学者に対する説話」（1734年）という論文において、数学もそれほど合理的ではないことを示すことによって、宗教を擁護しようとしたのである。武隈良一氏はパークリーのニュートン批判を次のように紹介している。

「ニュートンは代数的証明の中で増分を含む方程式を整頓したのち、増分を消滅せしめるといふ。しかしこれは増分が無であって、いかなる増分もないとせよということになり、これでは増分が何かであったとする前の仮定に反する。もし、増分が真に消滅するものとするならば、その比その表現およびそれらによって導き出されたあらゆるものはそれとともに消滅すると考えねばならぬ。ここでは結果が二つの相矛盾する前提から結論されている」（武隈良一『数学史』培風館、1959年、150頁）。

つまりパークリーは、今日の記号では

$$\lim_{\Delta x \rightarrow 0} \frac{f(x+\Delta x) - f(x)}{\Delta x} = \frac{df(x)}{dx}$$

と表現される $f(x)$ の微分において、 $\Delta x \neq 0$ を前提としておきながら、このことと $\Delta x \rightarrow 0$ とは論理的に矛盾すると言うのである。

この問題に対して、遠山啓氏は明快な説明を与えている。遠山氏は先のパークリーによるニュートン批判も紹介しななら、「この問題〔微分〕をめぐって、むかしから多くの論争がくりかえされてきた。その論争はコーシーが極限の正しい定義を考え出すまで続いた」(『数学入門』下、岩波新書、1960年、150頁) という。コーシーの極限の定義について、遠山氏は次のように説明している。

「無限数列 a_n がある。このとき任意のプラスの数 ε を与えて、整数 N から先のすべての番号 n に対して

$$|a_n - a| < \varepsilon$$

となるように、いつでも N を適当に定めることのできるならば数列 a_n は a に収束するといい、 a を収束する数列 a_n の極限という」(同上、70~71頁)。

さらに遠山氏はこのコーシーの極限概念を成立させている思考方法は「二者闘争の論理」と「否定の否定」だとして次のように言う。

「コーシーの独創性は『いくらでも a に近づく』という事実の底にひそんでいる二者闘争の論理をえぐり出した点にある。数列 a_n が『 a に近づく』ということは、 a に近づくことを否定する敵対者 $[\varepsilon]$ を想定して、その敵対者を打ち破ることと同じだと見なしたのである。コーシーの収束条件が難解だと思われるのは、その条件がこのように否定の否定という形をもっているからである」(同上、71頁)。

このように、遠山氏は、コーシーの弁証法的思考によって極限の科学的概念が確立され、そのことによってパークリーの微分に対する攻撃を打ち破ってしまった、と主張しているのである。以上のような遠山氏の主張は、武谷氏の先の主張に比べてはるかに科学的であり、しかも微分の中には論理的矛盾が含まれているという主張に対して、明確な批判になっているのである。

そして武谷氏のいささか乱暴な議論の仕方に対して、あえて一言つけ加える

とすると、武谷氏は、弁証法的矛盾の論理的性格についてせんさくする松村氏の議論を「スコラだ」とか「頭の中でキリキリ舞させている」などと嘲笑する。しかし松村氏の議論の仕方には確かに弱点があるとはいえ、武谷氏自身はそういう哲学的議論の意義を軽視し、物理学者が毎日のように使っている数学の論理的性格について、18世紀のバークリーと同じ理解にすぎない主張を堂々と述べているだけなのである。

次に、弁証法的矛盾と矛盾律をめぐる議論の最後に、田辺振太郎氏の主張を検討しておこう。

田辺氏は、松村氏がとりあげた運動における矛盾と資本主義の基本矛盾の理解を批判しつつ、弁証法的矛盾は無矛盾律に抵触することを主張している。

まず、運動における矛盾について、松村氏は「一定の速度をもつ物体が一定の時間後どこにあるか」について「ここで不確定が許されないことは明白である」と論じていた。しかし田辺氏は、松村氏のこの議論では、物体が運動していることが前提されているから「明白」だと言われるだけであって、運動とは何かを原理的に問題にする認識の段階では松村氏の論じていることは「少しも明白ではない」(田辺48、90頁)と批判する。そして田辺氏は、「運動を単なる直観的な把握に満足せず、一步進めて規定的に、さし当り有の規定に関係づけて、とらえるにはどうするか？」(同上、90～91頁)が問題であって、「認識のこの段階の要求に対しては、『動いている』や『とどまらない』では間に合わず、『あり、かつ、ない』という規定の仕方、肯定と否定との相互排除し合う規定を重ねてこななければならないのである」(同上、91頁)としている。したがって、田辺氏によれば、運動については「形式論理の無矛盾律はこれには適用できない」(同上)とされるのである。

確かに松村氏の議論の中には、運動とは「とどまらないこと」だというような同義反復のような表現もあるが、しかし田辺氏の議論は松村氏の議論に対して十分な批判になっているとはいえないと思われる。松村氏は、「あるともにもない」ということを矛盾律に反する意味で文字どおりに理解するのであれば、それはある物体のある時間におけるある場所での存在の肯定と、同時にその否定ないし非存在を意味しているだけであって、なんら運動を理解したこと

にならない、と言っているのである。

実際、田辺氏は運動を「あり、かつ、ない」と規定しなければならないというが、その場合の「あり、かつ、ない」は、矛盾律を破るような文字どおりの存在と非存在の並置ではない。それは物体がある時刻にある場所に静止したあり方をしているのではなく、運動状態においてあることを表現しているのである。つまりこの場合の「あり、かつ、ない」は、特定の「あり方」の表現なのであって、「ある」ことを端的に否定しきる「ない」との矛盾ではないのであるから、少しも矛盾律を破ってはいないのである。そして松村氏は、そうした二義的な表現にかえて、運動を「現存の否定を含むこと」ととらえたのである。私はこの松村氏の主張をそのまま支持するわけではないが、しかしこの方が「あり、かつ、ない」という表現よりも運動についてのより積極的なとらえ方であると思う。しかしこの問題は、50年代の論争では解決されず、70年代以降の論争でもくり返し議論されることになるのである。

田辺氏はまた、資本主義の基本矛盾についての松村氏の理解をも批判する。松村氏は、資本主義の基本矛盾とは「生産の社会的性質と所有の私的性質」との矛盾であって、ここでは主語が違うから論理的矛盾ではないと主張していた。これに対して田辺氏は、「しかしそのような場合にも運動の本質的なところを裸にしてとり出してみると無矛盾律に反する規定付けが潜んでいることが分る」(同上)として、資本主義の基本矛盾を次のようにとらえ直す。

「生産ということが生産手段の生産的消費にほかならず、この消費を実現する労働の性格の社会的なことが『生産の社会的性質』の実質であり、また同じ消費を実現する管理・支配の性格の私的なことが『所有の私的性質』の実質であるから、前記の命題の内容を裸にしていえば『生産手段の社会的消費と生産手段の私的支配との矛盾』となるが、これを無矛盾律の表現の型に合わせて二分法の規定付けに移してくると、……前記の命題は『生産手段の〔社会的消費〕と非〔社会的消費〕との矛盾』となり、氏のいわれるアリストテレス的な意味での矛盾であることは明白であろう」(同上、91～92頁、ここで〔 〕内は原文)。

しかしながら、この田辺氏の議論にも問題がある。ここで一方の「生産手段

の社会的消費」といわれているものは、田辺氏自身が述べているように、生産手段の消費を実現する「労働の性格」についてである。他方の「生産手段の私的支配」ないし「非〔社会的消費〕」といわれているものは、生産手段の消費を実現する「管理・支配の性格」についてである。つまり、それぞれの生産手段の消費を論じる視点ないし角度が異なるのである。したがって、アリストテレスの矛盾律の定式では「同じものが同じものに同時に同じ関係において属するとともに属さないことはできない」とされるが、田辺氏の議論では、「同じ関係において」という条件を満たしていないことになるのである。すなわち、資本主義の基本矛盾を田辺氏のようにとらえ直したとしても、それは少しも矛盾律を破ることにはならないのである。しかしこの論点についても、それ以上議論が深まらないままで論争が終了してしまった。

まとめにかえて

以上で検討してきたように、50年代における論理学論争では、形式論理学の客観的根拠および形式論理学と弁証法との関係をめぐる論争点においても、また弁証法的矛盾は矛盾律を破るか否かという論争点においても、多くの重要な論点が提出された。しかしながら、各論者の中で意見の相違を残したまま論争が終了してしまった。しかもこの論争は、そもそもそのきっかけがソ連や東独での形式論理学の位置づけをめぐる討論であったこともあって、形式論理学と弁証法との関係の問題に重点があった。したがって弁証法そのものについて、あるいは弁証法の中核的概念である矛盾の問題の解明については全体として不十分であり、弁証法的矛盾ないし現実的矛盾の本質にかかわる問題を論じたのは、ごくわずかの論者にとどまった。しかもその中心であった松村一人氏の議論にも少なからぬ弱点が含まれていたといえる。

その点で、後に（1973年）、見田石介氏がその後の弁証法研究の成果をふまえて、50年代論争における松村一人氏の論文（第二論文）を批判しながら改めて弁証法的矛盾の本質および現実的矛盾と論理的矛盾との関係を論じ、そこから70年代以降の論争が矛盾論争として始まったのは、いわば必然的な経過であったといえる。そしてこの70年代以降の論争もすでに10数年を経て、一応終結

戦後日本における論理学論争 (下) (牧野)

してしまっているように見える現在、その総括をも行わなければならない。しかしこれは私の次の課題であることを確認して、本稿を終えることにしたい。

付 記

本稿は、大阪経済法科大学の1988年度研究補助金による研究成果の一部である。